

吉岡町男女共同参画推進協議会公募委員募集要領

下記のとおり、吉岡町男女共同参画推進協議会の委員を公募します。

1. 目的

男女共同参画社会を推進するにあたり、基本計画の策定、その他男女共同参画の推進に関する調査および検討を行う当委員会の委員の一部を町民から公募することにより、広く町民の意見を反映し、多くの町民が男女共同参画について、一層関心を深めることを目的とする。

2. 職務

吉岡町男女共同参画基本計画策定に関する検討を行い、吉岡町男女共同参画基本計画の原案を作成する。

3. 募集人員

若干名

4. 任期

委嘱の日から平成31年3月31日まで

5. 報酬

1回の出席につき、4,400円の報酬を支給する。ただし、出務時間が3時間以上であるときは、8,800円とする。

6. 会議の開催

推進協議会の開催は、年3回程度開催予定。

7. 応募条件

- (1) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- (2) 当町に住所を有し、昭和22年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
- (3) 当町の他の審査会等の委員を3つ以上兼務していない者
- (4) 当審査会の委員として既に構成員を推薦している団体に所属していない者

8. 応募方法

応募申込書に必要事項を記入し、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参により応募する。

〒370-3692 吉岡町大字下野田560番地

吉岡町役場 町民生活課 町民サービス室

TEL：0279-26-2244（直通）

FAX：0279-54-8681

メール：tyou-sa@town.yoshioka.gunma.jp

9. 募集期間

平成29年5月22日から平成29年6月16日まで（必着）

10. 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

11. 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

12. その他

吉岡町附属機関等の員の公募に関する要綱に定めるところによる。